



県章

滋賀県公報

令和6年(2024年)
2月1日
号外(1)
木曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 告 示

保安林の皆伐面積の限度の公表(森林保全課) 1

告 示

滋賀県告示第30号

森林法施行令(昭和26年政令第276号)第4条の2第3項の規定により、令和6年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法(昭和26年法律第249号)第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

令和6年2月1日

滋賀県知事 三日月 大造

同一単位とされる保安林	伐採面積の限度 <small>ヘクタール</small>	備 考
水源かん養保安林	湖 南	196.61
	湖 東	379.30
	湖東北部	479.27
	湖 北	1,075.48
	湖 西	293.53
	計	2,424.19
土砂流出防備保安林	湖 南	673.78
	湖 東	335.22
	湖東北部	306.56
	湖 北	289.16
	湖 西	311.25
	計	1,915.97
保健保安林	湖 南	80.58
	湖 東	27.10
	湖東北部	150.84
	湖 北	64.50
	湖 西	58.30
	計	381.32

